

Weekly Report

第658号
令和4年7月19日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

「電子取引」への対応はお早めに

本年1月に施行された改正電子帳簿保存法により、請求書や領収書等の取引情報の授受を電子データで行う「電子取引」に該当する場合、一定要件に従って電子データのまま保存しなければならないとされましたが、対応が困難な事業者は令和5年12月まで出力した書面等による保存も認める有恕措置が講じられています。これにより、令和6年1月以降の電子取引はデータのまま保存する必要がありますので、未対応の事業者は早めに準備しましょう。

◆Q&A

Q. 電子取引データの保存要件は？

A. ①改ざん防止措置(*タイムスタンプが付された後の授受、*授受後タイムスタンプを付す、*データの訂正削除が確認できるシステム等を利用、*事務処理規程の備付け、のいずれか)、②検索機能の確保(日付、取引金額及び取引先を検索の条件として設定等)、③見読性の確保(ディスプレイ等の備付け)などを満たす保存方法が必要となります。

す。

Q. 電子データを保存するシステムがない場合は？

A. 例えば、表計算ソフトにより取引データに係る日付や金額、取引先を入力して一覧表を作成する方法などで、検索機能の要件を満たすことができます。

Q. ネットバンキングは電子取引に該当する？

A. ネットバンキングを利用した振込等も該当しますので、日付や金額、振込先名等が記載されたデータをダウンロードするなどの方法で保存します。

Q. 電子データと同じ内容のものを書面でも受領した場合は？

A. 書面を正本として扱うことを取り決めている場合には、書面の保存のみで問題ありません。

提出義務者が拡大される財産債務調書

財産債務調書は現行、その年分の所得金額(退職所得を除く)が2千万超であり、12月末時点で3億円以上の財産又は1億円以上の国外転出特例対象財産(有価証券等)を有する方が提出義務者となっており、その年の翌年3月15日までに所轄税務署長へ提出する必要があります。

令和4年度税制改正により財産債務調書制度の見直しが行われ、令和5年分以後は現行の提出義務者に加えて、「その年の12月末時点で10億円以上の財産を有する方」も提出が必要となります。

また、令和5年分以後の提出期限は「その年の翌年の6月30日」となります(国外財産調書の提出期限も同様の見直しが行われています)。

熱中症が疑われる方がいた場合は

高温多湿の環境下でマスクを着用している場合、熱中症のリスクが高くなります。

熱中症は、めまいや筋肉痛、大量の発汗、さらには頭痛や吐き気、意識障害などの症状が現れますので、ご自身の体調変化に注意するとともに、周囲に熱中症の症状がある方がいた場合は、*涼しい場所へ移す、*衣服を緩め、水をかけるなど体を冷やす、*スポーツドリンクなどで水分を補給する、*意識障害などが見られる場合は病院に搬送する、などの処置が重要となります。